

議第 2 1 3 号

恵みの丘蒲刈設置条例の一部を改正する条例の制定について  
恵みの丘蒲刈設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

恵みの丘蒲刈設置条例の一部を改正する条例

恵みの丘蒲刈設置条例（平成 1 7 年呉市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 2 条の 3，第 6 条，第 6 条の 2 関係）		別表（第 2 条の 3，第 6 条，第 6 条の 2 関係）	
施設名	使用料	施設名	使用料
農産物加工施設	1 日につき <u>7, 2 0 0</u> 円	農産物加工施設	1 日につき <u>8, 7 0 0</u> 円
地域食材供給施設	1 月につき <u>2 2 5, 0</u> <u>0 0 円</u>	地域食材供給施設	1 月につき <u>3 3 7, 5</u> <u>0 0 円</u>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については，なお従前の例による。

（提案理由）

恵みの丘蒲刈の使用料の額の改定をするため，この条例案を提出する。